

議案第38号 令和2年度逗子市一般会計補正予算（第2号）
子育て世帯への臨時特別給付金について

1 歳入歳出補正予算額 62,540千円

2 補正予算額の内訳

- (1) 歳入 62,540千円（国庫支出金）
- (2) 歳出 62,540千円（子育て世帯への臨時特別給付金支給事業）
- (3) 補正予算の内容

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、臨時特別の給付金（一時金）を支給するもの。

（支給対象者）

令和2年4月分（3月分も含む）の対象となる児童。

平成16年4月2日（高校1年生相当）から令和2年3月31日までに生まれた者。

- ㊦ 児童手当（本則給付）対象者 約5,000人
- ㊧ 公務員の児童手当（本則給付）対象者 約800人

（支給金額）

児童1人につき 10,000円

3 支給方法

- (1) ㊦の対象者（公務員以外）については、給付金の案内及び希望しない場合等の申出書を送付し、辞退の届け出がない限り、児童手当の口座に振り込む。
- (2) ㊧の対象者（公務員）については、所属庁が支給対象者であると証明をしたうえで、住民登録地の市町村に申請をする。

4 支給時期

- (1) ㊦の対象者（公務員以外）については6月末を目途に支給。
- (2) ㊧の対象者（公務員）については申請受付後、随時支給。

議案第38号 令和2年度逗子市一般会計補正予算（第2号）

ひとり親家庭等特別支援給付金について

1 歳出補正予算額 11,519千円

2 補正予算額の内訳

歳出 11,519千円

3 補正予算の内容

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、ひとり親であるため休校等により、仕事ができなくなった方や、雇用条件の急変により収入が著しく減少した方が多数いることが想定されるひとり親家庭等の生活の支援のため特別給付を行うもの。

（支給対象者）

㉞ 令和2年4月分の児童扶養手当受給者及び所得制限による支給停止者

（令和2年3月31日までに児童扶養手当を申請した者。） 約320人

㉟ ㉞を除く、令和2年3月31日に逗子市に住民登録をしている、平成14年4月2日生まれから令和2年3月31日生まれまで（子どもが中程度以上の障害をお持ちの方は平成12年4月2日生まれ以降）の児童を扶養するひとり親等。

（令和2年3月31日までに児童扶養手当を申請していない者。） 約60人

（支給金額）

支給対象者（児童を扶養している者）1人につき 30,000円

4 支給方法

(1) ㉞の対象者のうち児童扶養手当受給者については、特別支援給付金を支給する旨の通知を郵送し、辞退の連絡がなければ、児童扶養手当の口座に振り込む。支給停止者については、口座の確認後振り込む。

(2) ㉟の対象者については、「広報ずし」や市のホームページ、子育てわくわくメール等で周知及び募集し、申請書にひとり親であることを証明する書類（戸籍謄本）を添付し7月末日までに申請する。

5 支給時期

(1) ㉞の対象者のうち児童扶養手当受給者については、6月上旬を目途に支給。

(2) ㉞の対象者のうち児童扶養手当支給停止者については、口座確認後、6月下旬を目途に支給。

(3) ㉟の対象者については、申請書受付後随時振り込む。